

作成日 令和7年1月31日

令和7年度 施行

## 医療的ケア児支援業務委託

(教育推進課 教育推進係)

公示用

## 医療的ケア児支援業務委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
芽室小学校					
看護師派遣		12	月		
3号研修受講者派遣		12	月		
宿泊学習支援		1	回		
芽室西中学校					
進学時導入支援訪問		2	月		
小 計					
消 費 税 10 %				(非課税)	
合 計					

## 医療的ケア児支援業務委託 仕様書

### 1 目的

この業務は、委託者が医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する学校の教育活動中における、看護師等を派遣して医師の指示書に基づく医療的ケアを受託者に委託するものである。

### 2 介助員の要件

受託者は、委託業務処理のため、次の第1号又は第2号に定める要件を満たすものであって、かつ心身に著しい欠陥を有せず、誠実に業務を遂行する者（以下、「看護師等」という。）を委託業務場所に派遣するものとする。

- (1) 看護師免許を有した者であること。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号）に基づく必要な知識、技能を習得した介護職員であること。

### 3 業務の内容

受託者は次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 芽室町立芽室小学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童3名について、主治医による指示書に示されている医療的行為の実施。
  - ア 学校課業日に看護師等1名を派遣し、児童1名のバイタル管理・人工呼吸器管理を常時行う。
  - イ 学校課業日の給食時間前後90分に看護師等1名を派遣し、児童2名の経管栄養と喀痰吸引を行う。
  - ウ 第5学年児童1名の宿泊学習に対して、看護師等1名を派遣し、泊を伴う際に必要な医療的ケアを行う。
  - エ 令和7年度の芽室小学校における学校課業日は205日を予定している。
- (2) 芽室町立芽室西中学校に在籍する医療的ケアを必要とする生徒1名について、令和7年4月～5月に看護師等1名を派遣し、主治医による指示書に示されている医療的行為（血糖値測定及びインスリンポンプ操作）の実施。